

令和4年4月8日

保護者様

上越市教育委員会学校教育課長

モバイルルーターの貸出しについて

上越市立小・中学校に在籍する児童生徒の各家庭における学習用情報端末を利用した学習活動を推進するため、自宅にインターネット環境が整っていないご家庭を対象として、モバイルルーターの貸出しを行います。

貸出しを希望する場合は、下記内容をご確認の上、別紙「上越市家庭学習用モバイルルーター貸出申請書」を学校にご提出ください。

記

1 対象者（2つの条件を満たすこと）

- (1) 上越市立小・中学校に在籍する児童・生徒がいる保護者であること。
- (2) ご家庭に月当たりのネットワーク通信量による速度制限のないインターネット回線（Wi-Fi環境）がないこと。

※ 家庭に月当たりのネットワーク通信量が無制限（3日で10GB以上利用すると速度制限がかかるが、月当たりのネットワーク通信量は無制限である回線等を含む。）の回線が1回線以上ある（スマートフォンを含む。）場合は、対象とはならない。

2 貸出物品 富士ソフト社製「+F FS030W」

- (1) モバイル Wi-Fi ルーター本体
- (2) リチウム電池
- (3) 充電用 USB ケーブル
- (4) USB コネクタ（コンセント）
- (5) 取扱説明書



3 対象期間

貸出決定日から令和7年3月（卒業）まで

※ 年度末の申請で次年度継続貸出も可能です。

4 貸出の申請等について

(1) 貸出申請

別紙「上越市家庭学習用モバイルルーター貸出申請書」に必要事項をご記入のうえ、学校にご提出ください。

(2) 申請後の流れ

学校が台数を取りまとめて上越市教育委員会に連絡します。教育委員会は、学校経由でモバイルルーターをお届けします。

5 その他注意事項等

- ・モバイルルーターは、最大で10台まで学習用パソコンを接続することができますので、1家庭あたり1台のみ貸出いたします。
- ・モバイルルーターだけではインターネット通信を行うことができません。各家庭において通信契約をしていただき、SIMカードをご用意いただく必要があります。通信費は契約内容や通信容量によって料金が変わってきますが、月1,500円～2,000円程度かかります。詳しくは、別紙「通信契約（SIMカード）について」をご確認ください。
- ・引っ越し等により、上越市立小・中学校に在籍する児童生徒がいなくなったときは、学校へモバイルルーターを返還する必要があります。
- ・不明な点がございましたら、上越市教育委員会学校教育課（545-9244）にお問い合わせください。